

在学猶予の手続きはお済ですか？

下記の学生については、「在学猶予」を提出することで貸与が終了した奨学金の返還期限が猶予されますので、必ず入力してください。なお、「在学猶予」の提出を怠った場合、在学中であっても奨学金の返還義務が生じますので、注意してください。

記

1 対象者

- (1) 2019年4月に学群または大学院に入学する者で、入学以前に高等学校・大学・大学院等において日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた者
- (2) 日本学生支援機構奨学金の貸与が終了した者で、留年・休学等の理由により2019年4月以降も引き続き本学に在学している者

「在学猶予」を入力するには、各自が日本学生支援機構のスカラネット・パーソナルに登録していることが必要です。

https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/top_open.do から登録してください。

1. スカラネット・パーソナルのURLから「各種届・願出・繰上返還選択画面」に入ってください。
2. 「2. 在学猶予願出」の「次へ」をクリックします。
3. 「在学猶予願 誓約」の画面で内容を確認して「はい」をクリックします。
4. 「在学猶予願 願出対象（奨学生番号）選択」の画面でチェックを入れ、変更あり・なしを選択し「確認」をクリックします。
5. 「学校番号・学校名称」の入力をクリックすると次の画面になります。

在学猶予の願出を行う際は、下記の①から③の入力が必須となります（画面イメージ参照）。

- ① 学校番号 103010-01 （ビジネスのみ 103010-60）
- ② 学校名（カタカナ） ツクバ
- ③ 学校名（漢字） 筑波

上記の要領にて入力ができなかった場合は、所属のエリア支援室へ申し出てください。紙の様式での提出を受け付けます。